



Title	投書という文化 : ポスト・ソビエト期の情報ネットワークとロシアの先住民の社会運動の歴史的關係
Author(s)	是澤, 櫻子; Koresawa, Sakurako
Citation	アイヌ・先住民研究, 4, 1-31
Issue Date	2024-03-29
DOI	https://doi.org/10.14943/Jais.4.001
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/91266
Type	departmental bulletin paper
File Information	03_4_Koresawa.pdf



【論文】

投書という文化－ポスト・ソビエト期の 情報ネットワークとロシアの先住民族の 社会運動の歴史的関係－

是 澤 櫻 子*

要 旨

本稿の目的は、投書という手紙資料の分析を通して、ロシアの先住民族の社会運動において企業や行政と交渉するための知識がどのように共有されてきたのかを明らかにし、先住民族の社会運動と情報支援の関係について考察することである。従来のロシアの先住民族研究は、先住民族の権利を保障するための既存の法律の理念と実態が乖離しており、その差を埋めるために先住民族集団が交渉相手である企業や行政の言説を熟知して交渉の糸口を探る必要に迫られるという不均衡な力関係があることを明らかにしてきた。これらの交渉のための知識は、どのような媒体で、どのような集団を経由して継承されているのだろうか。本稿は、ロシア独自の社会問題を訴える手段である投書に注目する。特に投書における仲介者としての先住民族組織の意義に注目し、彼らが各地の先住民族コミュニティの言葉を言い換え、企業や行政に対して法律用語を多用して交渉を行う「法律の翻訳者」であったことを示す。

キーワード：情報化、投書、ロシア、先住民族、社会運動

I 問題の所在－変容する先住民族と国家の関係

本稿の目的は、投書という行政と企業、先住民族の間でやりとりされた手紙資料の分析を通して、ロシアの先住民族の社会運動において企業や行政と交渉するための知識がどのように共有されてきたのかを明らかにし、先住民族の社会運動と情報支援の関係について考察することである。

1990 年末のソビエト連邦崩壊から現在にかけての約 30 年間、ロシア連邦の先住民族の権利運動は大きな変化を遂げてきた。政策的な時期を大別すると、1990 年代の地方分権・先住権重視の政策の時代、2000 年代以降の中央集権化の時代がある（高倉 2017:289-290）。特に 2010 年代以降、法改正などによる政策の中央集権的な性格が強まるにつれ、先住民族と国家の関係は大きく変容した。その変容の渦中にあった当事者集団の一つがロシア北方民族協会（Ассоциация коренных малочисленных народов Севера, Сибири и Дальнего Востока Российской Федерации）という NGO 組織である。1990 年に 26 の先住民族の文学者、研究者、知識人らによって設立された同協会は、

* 国立アイヌ民族博物館／東北大学環境科学研究科博士課程後期

企業や行政などと交渉する際の主要な窓口を務めるなど、地域を超えた民族同士の連帯を強化しつづけてきた。しかし2012年の海外から資金を受け取るNGO組織の活動を制限する法律の制定(通称:外国エージェント法)(ロシア政府2012)や、同年の司法省による活動停止命令などをうけ、組織の性質が変容せざるを得ない事態が相次いだ(是澤2022)。2022年2月以降は、ウクライナ侵攻について政策の支持と反対をめぐり、先住民族組織間で相対立する主張が表面化した。ロシア北方民族協会は支持声明を出した一方、反対声明を出した組織は政策の変化等を理由に国外に拠点を移した活動家たちによって結成されたものであった¹。後者の組織は、インターネットを活動拠点にした情報プラットフォームを国外で形成している。

これらの状況を鑑みると、現代ロシアの先住民族による社会運動は、先住民族組織と国家の関係の変化を背景に、一部の当事者の活動拠点の国外化と政治難民化、主張の多極化が生じている状況だと言える。こうした国外化と多極化は、ロシアの先住民族の権利運動に関わる人びとにとって、従来の情報へのアクセスのしづらさ、ひいては連帯のしづらさをもたらしている。筆者は、情報のプラットフォームが多極化することや各々のプラットフォームにアクセスしづらい状況が、先住民族の権利実現にどのような影響を及ぼすのかを考えるため、先住民族の社会運動と情報支援の関係について体系的に論じることを試みている。本稿はその第一歩として、ロシア連邦における投書という社会問題を訴える手段とその文化に注目し、ロシアの先住民族の社会運動が形成してきた情報ネットワークの歴史的背景を明らかにすることを目的とする。

具体的には、ロシア北方民族協会が発行する雑誌(『先住民族の世界—生きている北極』)に掲載された約40通の手紙資料を分析することで、ロシア連邦各地の先住民族がどのような問題を抱え、いかに企業や行政の言説を把握し、彼らとの交渉を試みてきたのかをみていく。ここで述べる投書とは、意見や希望、苦情などを関係機関に送ることという辞書的な定義に留まらず、ロシアで帝政期やソ連期を通して権力者へ窮状を訴えるために用いられた伝統的なコミュニケーション・ツールを指す(Dmytryshyn et al.1985; Ries1997; 塩川1999:173-174; 松井2014)。先住民族社会の場合も、各地の先住民族組織の代表者や個人の活動家が投書を用いて窮状を訴える様子を雑誌や新聞等で伺うことができる。投書が掲載された雑誌は、ロシア連邦各地の民族同士の連帯を育むと同時に、企業や行政と交渉する際の知識を伝達する場になったと考えられる。

1 2022年3月1日にロシア北方民族協会はプーチン大統領の方針を支持する声明を発表した(<https://en.raipon.info/press-tsentr/novosti/assotsiatsiya-kmnss-i-dv-rf-vystupila-v-podderzhku-prezidenta-nashey-strany-v-vputina/> [2023年9月25日アクセス])。これを受け、国外に拠点を置く活動家たちで結成されたロシア先住民族国際委員(the International Committee of Indigenous Peoples of Russia)は、ロシア北方民族協会に対する反対声明を出した。当委員会は、プーチン大統領の決定を支持するロシア北方民族協会の代表者や他の組織の発言を批判し、ロシアの先住民族の「正当な代表者とは見なさないよう」にと訴えた(<https://polarconnection.org/international-committee-of-indigenous-peoples-of-russia/> [2023年9月25日アクセス])。

II 先行研究の検討

2-1. 社会運動への注目

本章では、ロシア連邦の先住民族の社会運動に関する前提知識と先行研究を検討し、その上に築かれる本稿の視座を明らかにする。

まず、本稿で述べる社会運動とは、先住民族の権利の実現を求める人々による一連の活動のことを指す。主に 1980 年代後半以降、ロシア連邦では先住民族の文学者や研究者を筆頭に、新聞紙や雑誌などで企業や行政の環境破壊行為が批判されてきた (Vakhtin1994; Sillanpää2008; Rohr2014)。彼らの主張は、自分たちの土地が一方的に荒らされ、自然環境が破壊されることに対する憤りと、先住民族のみが一方的に資源へのアクセスを制限される不均衡な力関係があることを批判したものであった²。こうした不均衡な力関係を是正するための象徴的な動きの一つが、1990 年 10 月にソビエト北方民族協会 (後のロシア北方民族協会) がロシア連邦共和国最高会議に提出した要請であった。そこでは、ソビエト北方民族協会に国家と同等の法的地位を与えることが求められたほか、ILO 第 169 号条約の批准や、北方少数民族³に関する法律の制定、ロシア連邦共和国の新憲法に土地や資源、代表権に関する保障を規定すること、企業の収益の 12% 以上を北方少数民族の社会発展のための基金にまわすこと、同協会に免税措置を講ずることなどが求められた (篠原 1993: 84; IWGIA1991:17-18)。ソビエト北方民族協会の要請は全て実現されたとは言えないが、先祖伝来の土地や資源に対して北方少数民族の特別な権利を認める法律などは、1990 年代から 2000 年代初期にかけて地方法や連邦法という形で実現された。連邦法としては、①「ロシア連邦の先住少数民族の権利保障に関する法律 (1999 年 4 月 30 日、第 82-FZ 号)」(以下、基本法)、②「ロシア連邦の北方、シベリアおよび極東の先住少数民族のオブシーナ組織の基本原則に関する法律 (2000 年 6 月 20 日、第 104-FZ 号)」(以下、オブシーナ法)、③「ロシア連邦北方、シベリアおよび極東の先住少数民族の伝統的自然利用領域の利用に関する法律 (2001 年 5 月 7 日、第 49-FZ 号)」がある。

つまり、ソビエト連邦崩壊前後のロシアの先住民族の権利の実現を求める社会運動とは、先住民族と国家の不均衡な力関係に対して地位の平等を求め、特別な法的地位や制度的特惠という形で、その力関係を是正しようとする運動だったと言える。

2 例えば、エレメイ・アイピンの 1989 年の文章がある。アイピンは、1948 年生まれのハンティの作家で、シベリアの土地を破壊したソ連の石油産業の誤りを力強い言葉で記し、1989 年のモスクワ・ニュースの記事で訴えた。その一文を転載する。「なぜ彼らはトウヒの木立を切り、幹を積み上げ、腐るまで放置するのだろうか。なぜ掘削者はかき乱された大地と、鉱物が隠された山の断片を放置するのだろうか。なぜ彼らの機械は小さい川を砂の堆積で詰まらせ、漁師が魚を捕るのを妨げるのか。そして最後に、なぜ彼らは大地から石油を汲みだし、アガン川に石油を放流し、川の生命を殺してしまうのか。あなたは石油をすくいあげるが、どこに保管するのだろうか。また地球に戻すことができるのだろうか」(Rohr 2014:23)。

3 1999 年採択の連邦法 (①) で法的な用語として成立した「先住少数民族」の大部分は 1920 年代に保護政策の対象としてカテゴリー化されており、「(малые) народности Севера」、「малые народы Севера」、「малочисленные народы Севера」など様々な名称で呼ばれてきた (吉田 2018 : 74-75)。ここでは「先住少数民族」が法律用語として成立する前の時期については、用語が混用されていた事実を踏まえ、便宜的に「北方少数民族」を用いている。

2-2. 理念と実態の乖離

ソビエト北方民族協会が求めた要請の一部は、法律の制定という形で一定の成果を得たかのように見えた。しかし、実際は度重なる法改正による理念の変化や、地方法と連邦法の実効性の差異などが生じ、法律の理念と実態が乖離する状況が生じたことを多くの研究が指摘している（例えば Fondahl 1995; Osherenko 2001; 高倉 2017）。その関係性を示すものの一つに、地方法で先住権を重視して実現した法律や制度が、連邦法ではその要素が修正され、より主流派集団に受け入れられやすいものになっていく事例が挙げられる。

先述の連邦法③伝統的自然利用領域（2001年）はその代表例である。本法律は、伝統的な自然利用、生業のための土地の保護や土地所有権について定めたものである。伝統的自然利用領域は、先住民族が伝統的生業を行う空間領域に対して州や地区など地方行政が設置するもので、一旦指定されると先住民族の合意なしには産業活動を行えなくなる（Osherenko 2001:719）。そのため、理念的には先住民族が産業開発を止めうる主体として注目される根拠にもなった（Fondahl 1995）。この概念は連邦法が初出ではなく、1992年4月の大統領令「北方少数民族の居住地と経済活動を保護するための緊急手段」で初めて提示された。カムチャツカなどの地方レベルでは、当時の知事が伝統的自然利用領域の設定を認めるなど、ある程度実現された地域もある⁴。しかし、最終的に2001年に連邦法として採択された本法律には、伝統的自然利用領域を登録するための手順が明記されていなかった（ロシア政府 2001）。このため、「伝統」の担い手は誰なのか、どのように土地を登録するのかという疑問が残ったままとり、連邦法に基づいた伝統的自然利用領域は未だ確立されていない（IWGIA2023:503-504）⁵。また、②オブシーナ法も同様に連邦法で特定の要素が修正されたことが指摘されている（高倉 2017:301-302）⁶。

地方と連邦、法改正など、レベルごとに見るべき課題は大きく異なるものの、概して、法律の実

-
- 4 例えばカムチャツカ半島では、イテリメンによる組織・トゥフサノムが1990年代後半に国際自然保護団体WWFの支援を得、生態系を保護するためのプロジェクトをはじめた。その一環として取り組んだ伝統的自然利用領域計画に対し、当時のコリヤーク自治管区の知事は1998年12月に伝統的自然利用領域を設定することを許可した（Osherenko 2001:719）（高倉2017:299）。
- 5 登録方法の具体化が求められる中、2014年には、先住民族の参加なしに連邦政府や地方政府が伝統的自然利用領域の選定を行えるようになる修正案が出され、国際社会の批判を集めた（IWGIA 2015:31）。2016年9月にはハバロフスク州知事により先住民族組織への事前の通知なしに13の伝統的自然利用領域の境界を変更する命令が出され、当該地域の伝統的自然領域は以前の半分の面積に縮小した。境界変更の理由は、極東への移住を希望するロシア市民に1ヘクタールの土地を無償配布するプログラムに要する土地を確保する必要があったからだとして（IWGIA 2017:76-78）。
- 6 先住民族政策において、オブシーナとは少数民族の伝統的生業を営む単位を指す言葉である（Dmitriev2004）。この法律を最初に設けたのはサハ共和国で、1992年に共和国内のエヴェン、エヴェンキ、ユカギール、チュクチ、ドルガンらの先住民族と、サハヤロシアの民族を対象に制定された。これは、先住民族とサハの居住地が混在しており、民族ごとのコミュニティが形成されていない現実を反映したものだと考えられる（Fondahl et al.2000）。しかし、連邦法で2000年にオブシーナ法が制定された際、その適用範囲は人口5万人未満の先住少数民族に限定され、さらに北部・シベリア・極東の非商業的な性質の活動に限定された。サハ共和国のオブシーナ法が先住権を重視する立場で先住民族の生業を支援するものだったのに対し、連邦法のオブシーナ法は、その適用範囲から5万人以上の先住民や商業的な性格をそぎ落としたものであった（高倉2017:301-302）。

効性においては先住民族に対して不利な状況が生じていることが分かる。それゆえ、法律の理念と実態はなぜ離れるのか、どうすればその間を埋められるのかが重要な論点になっている。

2-3. 法人類学の成果

法律の理念と実態の乖離について、石油労働者と先住民族が依拠する慣習法を含む法体系の違いに注目して、両者の力学関係を明らかにしようとしたのが法人類学研究であった。特にナターリヤ・ノヴィコヴァの『獵師と石油労働者』（ロシア語、未邦訳）（2014）は、その大きな成果の一つである（Новикова2014）。本書は、先住民族や移民コミュニティにおける文化的に決定された法規範と、国家によって制度化された法規範の間の矛盾、そこから生じる社会的衝突にアプローチしようとするものである。ハンティ・マンシ自治管区を主なフィールドにしつつ、ヤマロ・ネネツ自治管区、サハリン州、カナダなども比較の対象としている。ノヴィコヴァは、主な調査地であるハンティ・マンシ自治管区の特徴について、先住民族の価値観を反映した法制度を制定する事例が多くみられ、ロシア全体における石油産出量が多く、先住民族コミュニティと企業の両方で対話を確立しようとする試みがみられる地域だとした（Новикова2014:6）。先住民族と石油・ガス開発会社、行政との関係分析を行ったノヴィコヴァの分析手法と結論はより詳細に紹介される必要があるが、本稿に特に関連するのは「石油主義（オイリズム）」という概念である。

ノヴィコヴァは、石油会社と行政権力が一体になった現象を「石油主義」と呼んだ。これは、ネネツの著名な詩人であるユーリ・ベツラ（Юрий Вэлла）が1998年にハンティ・マンシ自治管区で開催された国際会議「先住民族、石油、法律」で定義した言葉である。その現象を示すものとして、ノヴィコヴァは、当時のユーリ・ベツラが会議で述べた発言を引用している（Новикова2014:5）。

今日、私たちの知事が石油労働者に縛り付けられている夢を見ました。彼のロープは非常にきつく縛られているため、彼は腕や足を動かすことができません。彼に連絡を取ろうとしましたが、できず、誰かに助けを求めて叫びましたが、叫び声で目が覚めました。

石油企業と行政権力との結びつきを表すためにユーリ・ベツラが定義した「石油主義」という言葉を用い、ノヴィコヴァは専門家集団としての石油労働者を分析した。石油労働者たちは、ロシアの社会経済に貢献している稼ぎ手である誇りを持ち、金銭の全能性を信じ、将来的に北方から「本土」へ帰るという夢（価値観）を持っている（Новикова2014:221）（Miskova2016）。そして石油労働者に関係する人々が地方の議席の多くを占めることで、地方の財源や能力などが実質的に行政と一体化する現象が生じている（Новикова2014:205）。石油主義の状況下では、企業で求められる倫理基準の高さゆえ先住民族とのより建設的な関係が築かれる場合もあるが、先住民族にとって重要な問題は全て石油企業の利益を守る観点から解決されることにつながる（Новикова2014:394）。ノ

ヴィコヴァが明らかにしたのは、先住民族が交渉相手とする石油労働者が依拠する慣習法を含む法規範と、先住民族が依拠する法規範の間に不均衡な力関係が根深く存在することであった。

また、ノヴィコヴァは、企業や行政の開発により資源へアクセスする権利を失った人々が、唯一の拠り所として法的アイデンティティに居場所を見出し、既存の文化的アイデンティティを変容させていく様子を記している。ロシアでは、①基本法で規定された「五万人以下」という先住民族の人口要件や、②オブシーナ法や③伝統的自然利用領域の「伝統的な生活」を営む人々という規定がある。企業や行政がこれら狭い意味でのアイデンティティを主張することで、交渉の過程で先住民族の個々人もその要素を内面化せざるを得ない場面があることが指摘されている (Donahoe et al. 2008; Новикова2014:385-386,400)。その様相は、「伝統的な生活」などの法律に明記された点に焦点が絞られ、権利に関する議論自体の幅が狭められるという、先住権が法的に「無力化」される過程のようにも捉えられる (Sulyandziga et al. 2020:308-309)。一方、先住権に関する法律や制度の利用を通して、個々人の権利への意識が強くなる事例も報告されている (Stammler2005; Drew2016)。先住権について法律や制度という形で特定の要素が明文化されることは、それを内面化した個々人の権利に対する当事者としての意識を促す一方、権利について交渉するための議論の幅が狭められてしまうという現象を生み出している。

2-4. 本稿の視座

以上のように、ロシアの先住民族研究は、資源へアクセスすることの平等化を求める社会運動に注目しながら、法律の理念と実態の乖離について実証的な成果をあげてきた。特にノヴィコヴァが石油労働者という交渉相手の視点を含めた研究を行ったことは、ロシアの先住民族が生きる制度的環境と主流派集団との力関係を明らかにできたという点で非常に意義深いものであった。石油会社と政府が一体化する現象とそれゆえに生じる先住民族の交渉力の弱体化、交渉を通じた法的アイデンティティの強化という視点は、法律という制度的環境が、個々人の生き方とアイデンティティにも大きな影響を与えていることを示唆している。では、これらの現象は情報支援という観点でも同様に読み取れるのだろうか。

先行研究が示した制度的環境のなかで先住権を実現しようとする場合、交渉の主体となる個人や集団は、主流派集団と交渉するために相手の言説を把握し、効果的な交渉手段をみつけ、それに役立つ知識を収集する必要がある。これまでの研究は、先住民族の社会運動で裁判、集会、投書、沈黙など様々な手段が用いられてきたことを記してきた (例えば Koester 2005; Новикова2014; 大石 2023)。しかし、その主眼の多くは権利の内容がどのように議論され認識されるのか、交渉相手とどのような力関係にあるのかという点にあり、主に特定の地域の現地調査に基づいていた。本稿はむしろ、情報を共有する媒体 (雑誌や新聞などのメディア) と、情報を発信する集団の存在に注目し、交渉のための知識が共有される全ロシア的な情報ネットワークの歴史的意義を論じることを目

的とする⁷。なぜなら、ロシアではソ連崩壊前後に先住民族組織を中心に民族の違いを超えた全国的な情報ネットワークが形成された背景があるからである (Rohr 2014:23-26)。特にこれらの先住民族組織が発行してきた紙媒体の刊行物は、「先駆的」な地域だけではなく、地域やコミュニティ単位の連帯が難しい「先駆的ではない」地域に対しても知識を継承する役割を担っていた。その流れを顕著に表す資料のひとつが、刊行物に度々掲載された投書であった。後述するように、投書はロシア特有の社会問題を訴える手法である。投書からは、各地の先住民族コミュニティと、法律について専門的な知識をもつ先住民族組織間の知識の伝達の様子を伺うことができる。これらの知識が伝達される全ロシア的な情報ネットワークを明らかにすることで、各地のローカルな話し方がいかに言い換えられ、先住民族が不均衡な力関係のなかでいかに政府や企業の言説を把握してきたのかを明らかにすることができる。これは、冒頭で述べた現代ロシアの先住民族の多極化や国外化、既存の情報ネットワークへアクセスできないことの歴史的な意味を考えることにもつながる。

Ⅲ 資料と方法

3-1. 投書とは何か

本章では、投書という用語の定義と資料の位置づけ、分析方法について述べる。まず、投書について、『日本大百科全書』(小学館)などの辞書的な定義では、社会問題について書き手が自分の意見や感想、希望、苦情などを述べたり、社会の不合理的について疑問を質したりするために新聞や雑誌などマス・メディアに送る文書のことだとされている。しかし、ロシアでは上記の辞書的な定義に留まらず、帝政期やソ連期を通して権力者へ窮状を訴える手段として投書が用いられてきた (Dmytryshyn et al.1985; Ries1997; 塩川 1999:173-174)。そのような投書を含む市民の手紙の研究史についてまとめた松井 (2014) によれば、1930年代のソ連期の投書は「大衆的現象」であり、民衆にとって当局に要請を行うためのほぼ唯一の手段で、体制と民衆をつなぐ重要なコミュニケーション・ツールであった (松井 2014:9)。

7 交渉のための知識に注目する発想は、カナダ・ユーコン準州の先住民族と国家の関係を論じたポール・ナダスディの議論に着想を得ている (Nadasdy2003)。ナダスディは、ユーコン準州の先住民族が長らく政府との間で土地請求や共同管理に関する協議を行ってきたことを綴り、こうした関係を「先住民族と国家の新しい関係」と呼んだ。ナダスディが強調したのは、先住民族が政府と真剣に協議するためには、彼ら自身が、地方政府の官僚や科学者らの言説を習得する必要がある、先住民族自ら官僚制に基づいて物事を処理する必要が生じたことであった。このような「先住民族の官僚化」(先住民族が政府の官僚的なアプローチを受け入れること)は、政府官僚の非合理的な仮定を暗黙裡に受け入れることと同義であり、先住民族の知識体系が国家にとって認知しやすい形に置き換えられることである。言い換えると、表面的には先住民族に権限を与えているように見えるカナダ・ユーコン準州の先住民族と国家の関係は、権限の付与とは真逆の効果をもたらしていた。それはむしろ、ローカルな先住民族の話し方、考え方、行動の仕方を国家に認可された特定の仕方に置き換える行為であった。したがって、政府、先住民族の官僚らが土地請求や共同管理の交渉、実施の試みで困難に直面した場合、責めるべきは技術的な専門知識の不足や利己的な政治利益ではなく、官僚制自体の構造、およびその基礎となる仮定自体にあることが示された (Nadasdy 2003:9)。このように、ナダスディの議論は、先住権実現のために先住民族自身が国家内の主流派集団の制度を内面化せざるを得ない状況と、それにより既存の主流派集団に優位な社会構造が保たれることで、先住民族の権利実現に消極的な事態が続くことを示唆している。

このような投書の文化はロシアの先住民族社会にも同様に存在した。例えば、1988年には先住民族の作家たちが窮状を訴えた手紙をミハイル・ゴルバチョフ大統領（当時）へ送り、ロシア北方民族協会の設立につながった（Соколова 1990:142）。また、人類学者のデイビット・ケスターは、1993年にカムチャツカのイテリメンを中心とする先住民族集団が国際連合へ手紙を書いた事例を論じている（Koester 2005）。ケスターは、投書には一定の語りの型が見られることを指摘した（Koester 2005:647）。それは、悲しさを表すためのロシア独自の語りのジャンルで、人類学者のナンシー・ライズがソ連期の語りを分析する際に「嘆願（litany）」というジャンルとして名付けたものであった（Ries 1997）。「嘆願」の特徴は、話し手、あるいは話し手である集団が苦情や不平、問題や苦難などについての心配を繰り返し表明し、その列挙に対して心に強く訴えかけるような誇張した質問を述べる点にある（Ries 1997:84）。話し手は自身の無力さを強調する一方、嘆願される側は被害に対して支援することができるほどの力を持った公正な存在だと見なされており、ライズは後者を「救済者（savior）」と名付けた（Ries 1997:115-117; Koester 2005:647）。このような大いなる力の持ち主は、帝政期には皇帝（ツァー）や皇后（ツァリーナ）とされていたが、ソ連期には党の指導者、あるいはその代表者にとってかわられた。これらの嘆願の仕方は、1970年代の新聞に現れた民衆向けの投書欄にみられるように、民衆が投書を送り、権力者がその問題を取り上げるといった形をとっていた。ライズは、19世紀から20世紀初頭までの皇帝への嘆願と、1930年代からベレストロイカ期の嘆願は一連の流れの中で続いてきたものだとした（Ries 1997:122）。

以上のように、投書とは、文書による訴えが民衆に可能になった時代に定型化されたロシア独自の政治文化だと考えられる。投書は、扱う人物や組織の判断によってはそれが取り上げられない可能性もあるといった、民衆の主張を一方的に吸い上げる形の政治文化を醸成した。一方、投書の書き方が学校教育などを通して普及したり、その内容が新聞や雑誌に掲載されるようになることで、社会問題の内容や交渉のための知識が広く共有されるといった知識伝達の役割も担っていたと考えられる。

よって、本稿は先述のロシア独自の意味に基づき投書という用語を用いる。以下ではロシア北方民族協会の雑誌『先住民族の世界』の「読者の手紙」欄に掲載された資料を中心に先住民族社会における投書の意義を論じていく。しかし、後述するように「読者の手紙」欄に掲載された手紙は、上記の投書の特徴を有するもの／有さないものに分かれる。そのため、以下では、投書を含む読者から送られてきた便りを総称するものを「手紙」、その中でも先述の定義に当てはまる特徴を有する資料を「投書」として表記することとする。

3-2. 雑誌『先住民族の世界』について

本稿で取り上げる投書は、ロシア北方民族協会がロシア連邦の先住民族を対象に出版する雑誌『先住民族の世界—生きている北極（Мир Коренных Народов – Живая Арктика）』に掲載されたもので

ある。本誌は「各地の先住民族の間で日々起こっている問題を議論する共通の素材」となることを目的に1999年に創刊された（ロシア北方民族協会1999:3）。想定する読者は、「狩猟者、トナカイ飼育者、漁撈民、採集者、自然や伝統的な自然利用との唯一無二の調和的な相互関係を維持する人々」だけでなく、「都市に住み、学問、創作、企業や工場などで仕事を営む人々」や「私たちの間で冗談として「アスファルトの先住民族（アボリジニ）」と呼ばれている人々」、若者や女性など多岐にわたる（ロシア北方民族協会1999:3）。

先述のとおり、発行者であるロシア北方民族協会は、1990年に26の先住民族集団の文学者、研究者、知識人らによって設立されたNGO組織で、現在は連邦内の40の先住民族集団が集う連邦レベルの組織である。先住民族の権利に関する国際人権組織であるIWGIAのレポートでは、ロシア北方民族協会は連邦内の先住民族コミュニティにおいて情報中枢機関としての役割を担っており、その大きな契機の一つが本誌の発行だとしている（Rohr 2014:25）。それゆえ、本誌の史的意義は、ソ連崩壊以降の先住民族の主張を連邦レベルでまとめ、継続的に可視化する役割を担ったという点にある。ソ連崩壊後の先住民族の社会運動の展開を知る上で価値がある史料である。

2023年9月時点で、本誌は全部で37号あり、ほぼ全てロシア語で書かれている。1999年の初号以降、継続的に1年に1から3回のペースで発行が続けられている。発行部数は1000～2500部だが、37号中31号分がインターネット上で無料公開されており、誰でもアクセスできる状況になっている⁸。今回は、本誌に1999年から2006年にかけて巻末に掲載された「読者の手紙」という欄に注目し、37通の手紙を整理、分析した。本コーナには、各地の読者から寄せられた手紙が原文のまま掲載されており、中には編集部からの返信がついているものもある。

3-3. 分析方法

資料の分析方法は、歴史人類学の文献資料の手法（例えばオドントヤ2014）を参照した。具体的には、雑誌の「読者の手紙」欄から、ロシア北方民族協会が①どのような地域の、どのような読者から手紙を受けとってきたのか、②どのような言葉、手段でやりとりを行ってきたのかを明らかにした。

なお本稿は文献資料の分析を主な手法とするが、分析にあたり設定した問題意識は、筆者が2018年に西シベリアに1年間滞在していたときに得たものであることを付記しておく。筆者は当時、ノボクズネツクを中心にシオルやテレウトのリーダーたちの話し合いに参加したことがあった。その際、筆者を招待してくれたリーダーで、法律家のA氏は、参加した人々にむけて「(抱えている

8 ロシア北方民族協会の公式サイトでは17-37号（23号を除く）がインターネットで無料公開されている（<https://en.raipon.info/press-tsentr/izdaniya/almanakh-mir-korennykh-narodov-zhivaya-arktika/> [2023年9月25日アクセス]）。また、北方先住少数民族支援センター（2019年11月6日、モスクワ市裁判所により閉鎖命令）の公式サイトには、4,9-10,14,15,31以降を除く号が無料公開されている（<http://www.cspn.ru/publications/zhurnal-1> [2023年9月25日アクセス]）。内容等の詳細については是澤（2022）を参照のこと。

問題を) 書け、書いてくれ」と度々言っており、筆者も印象的な場面として記憶していた。多くの研究者や活動家が指摘するように、現場(日常生活)の意識と文字で書かれたものの間には、しばしば大きな隔りがある。しかし、本稿でみる投書は単に現場との隔りを表すだけのものではない。むしろ社会運動に関わる特定の人々が、未だ文字にならない問題に対して、それらを現場で感覚として得ながら言語化していく行為により生み出された実践の結晶である。筆者の経験では、A氏は帰宅後すぐにパソコンを開いて言語化する作業をはじめていた。本稿はこうした現場の問題意識を以て文献資料を扱うものである。そのため、特に②では、日常的な問題を文字にする過程と、受け取った手紙がより交渉力のあるものへと言い(書き)換えられる過程に注目する。

IV 「読者の手紙」にみる全国的なネットワーク

4-1. 読者像

3-3. 分析方法で示した「①どのような地域の、どのような読者から手紙を受けとってきたのか」について、本誌の読者像を明らかにする。IWGIAのレポートによると、『先住民族の世界』は「地方の先住民族リーダー、地方政府、地方機関を対象に」配布されていた(Rohr 2014:25)。発送先について、『先住民族の世界』4号では、雑誌のほとんどを北部、シベリア、極東の先住民族が住む村の行政に送っていることや、会議やセミナーなどで会った人々や雑誌の送付を希望する人たちも送付先に加えており、2000年時点で800の住所が登録されていることを記している(ロシア北方民族協会2000(c):75)。しかし、管見の限り読者層などの詳細なデータは公開されておらず、どのような人々が本誌を読んだのかは分からない。そこで本誌の「読者の手紙」欄をもとに読者像に迫ってみたい。

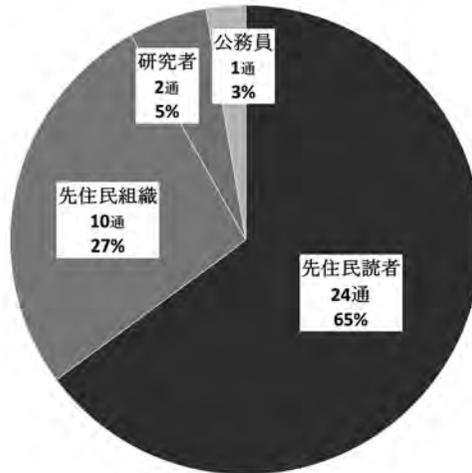
確認できた37通の手紙(表1)を基に読者像を示したのが図1である。「読者の手紙」欄では、読者からの手紙以外にも、手紙の内容に関連する企業や行政のやりとりが掲載されている場合がある。そのため、表1と図1では読者の手紙だと分かるものを抽出して番号をふり、関連する企業や行政のやりとりは番号をふらずに記載した。番号をふったもののうち、差出人に先住民族組織の代表者やコミュニティの代表者と記載しているもの、先住民族組織の名称だけ書いてあるものは「先住民族組織」、そうした記載はないが先住民族の出自を明記しているものは「先住民族読者」に分類した。図1をみると、差出人は基本的に先住民族だが、中には研究者、公務員もいた。このように、地方の先住民族読者に加え、先住民族に学問的、政治的に関わる人々も読者として『先住民族の世界』を読んでいたことが分かる。

表1「読者の手紙」一覧

No.	巻号	年	差出人				受取人
			性別と署名数など	属性	地域	民族	名前
1	1	1999	女性	先住民	チュクチ自治管区	チュクチ	ロシア北方民族協会
2			女性	先住民	ムールマンスク州	サーミ	ロシア北方民族協会
3			女性	先住民	マガダン州	エヴェンキ	ロシア北方民族協会
4	2	2000	女性	先住民	ムールマンスク州	サーミ	ロシア北方民族協会
5			男性	先住民	エヴェンキ自治管区	エヴェンキ	ロシア北方民族協会
-			女性	先住民	コミ共和国	ネネツ	ロシア北方民族協会
-			男性	公務員	コミ共和国	?	Владислав Песков
-	3	2000	男性、女性	研究者	エストニア	-	ロシア北方民族協会
6			村	先住民	コミ共和国	ネネツ	ロシア北方民族協会
-	4	2000	-	ロシア北方民族協会	-	-	-
7			男性	先住民	イルクーツク州	トフラル	Вера Петровна ロシア北方民族協会?
-	5	2001	-	ロシア北方民族協会	コミ共和国	ネネツ	読者
-			男性	研究者	コミ共和国	ネネツ	
8			男性+26名の署名	先住民	トムスク州	セリクープ	法律センター「ロドニーク」の代表
9	6-7	2001	女性	先住民	チュクチ自治管区	エスキモーか	ロシア北方民族協会? (記載なし)
10			女性	先住民組織	サハ共和国	複数(チュクチ、エヴェン、ユカギール、サハ、ロシア)	ロシア北方民族協会
11			男性	先住民	沿海地方	ワデハ	ロシア北方民族協会
12	8	2001	現地の先住民組織	現地の先住民組織	ヤマロ・ネネツ自治管区	ネネツか	ロシア北方民族協会 自治管区の行政府
13			男性+95名の署名	研究者	サハ共和国	チュクチ、エヴェン、ユカギール、サハ	ロシア北方民族協会
14	9-10	2002	男性	先住民	ブリヤート共和国	エヴェン	ロシア北方民族協会
15			オブシーナ	現地の先住民組織	エヴェンキ自治管区	エヴェンキ	ロシア北方民族協会
16			女性	先住民	チュクチ自治管区	?	ロシア北方民族協会
17			女性	先住民	ヤマロ・ネネツ自治管区	ネネツ	ロシア北方民族協会
18	11-12	2002	現地の先住民組織	先住民組織	コリヤーク自治管区	コリヤークか	ロシア北方民族協会? (記載なし)
19			オブシーナ	先住民	カムチャツカ州	イテリメン	ロシア北方民族協会
20			現地の先住民組織	先住民組織	コミ共和国	ネネツか	ロシア北方民族協会
21			現地の先住民組織	先住民組織	コリヤーク自治管区	イテリメン、コリヤーク	ロシア北方民族協会
22	13	2003	男性	公務員	トムスク州	?	ロシア北方民族協会
23			男性	先住民	ハンティ・マンシ自治管区	ネネツ	ロシア北方民族協会
24			現地の先住民組織	先住民組織	エヴェンキ自治管区	エヴェンキか	ロシア北方民族協会
25	14	2003	女性	先住民	チタ州	エヴェンキ	ロシア北方民族協会
26			女性	先住民	イルクーツク州	エヴェンキか	ロシア北方民族協会
27			オブシーナ	現地の先住民組織	アルタイ共和国	トッパラル	ロシア北方民族協会
28			女性	先住民	ハバロフスク地方	?	ロシア北方民族協会
29	15	2004	村	現地の先住民組織	イルクーツク州	エヴェンキ	ロシア北方民族協会
30			男性、女性	先住民	ハンティ・マンシ自治管区	?	ロシア北方民族協会
31			男性	先住民	ケメロヴォ州	シヨル	ロシア北方民族協会
32	16	2004	オブシーナ	現地の先住民組織	アルタイ共和国	トッパラル	ロシア北方民族協会
33			女性	先住民	コリヤーク自治管区	コリヤーク	ロシア北方民族協会
34			村+85名の署名	先住民	チュクチ自治管区	チュクチ	ロシア北方民族協会
-			-	ロシア北方民族協会	ロシア北方民族協会	-	教育科学省
-	17	2005	男性	公務員	-	-	ロシア北方民族協会
-			-	ロシア北方民族協会	-	-	イリルネイ村
35			女性	先住民	イルクーツク州	エヴェンキ	ロシア北方民族協会
36			男性	研究者	日本	-	ロシア北方民族協会
-	18	2005	なし	(p.80までしか電子版の記載がないため確認不可)			
37	19	2006	男性	研究者	イルクーツク州	エヴェンキ	ロシア北方民族協会

内容			編集者からの コメント
内容カテゴリ	問題領域	概要	
(1)問題報告		報告 (село Рыткучи の状況、災害、教育について)	
(2)情報の要求		要求 (先住民の法律に関する情報を知らせてほしい)	—
(2)情報の要求	自然資源	要求 (伝統的な生業について、経済的な支援を得るための手続きの進め方を知りたい)	○
(1)問題報告	自然資源	報告 (エネルギー開発、トナカイ牧畜・市場の変容、しごと場、健康被害)、提案	○
(1)問題報告		報告と訴え (低賃金、自殺率・失業率の高さ、法律の現状、政府と交渉するための組織結成)	○
(2)情報の要求	アルコール	要求 (アルコール依存症を解決するための具体的な方法を知りたい)	○
※対応、no.6関連	—	報告 (強制退居による住居の問題、ロシア語を身に付けられない教育の問題)	○
※対応、no.6関連	—	報告 (上記(No.6)に対する行政側の認識)	○
※対応、no.6関連	—	報告 (住居の問題、ロシア語・母語を身に付けられない教育の問題)	○
(1)問題報告	雇用、教育、住居	報告 (住居の問題、証明書・登録の不備、教育と雇用の問題、孤児、治安の悪さ、医療の不足、寄宿学校について)	○
		要求 (私たちの村にきてトナカイ牧畜民の社会的な状況を知ってください。)	
※対応、no.6関連	—	①2号のアンケート結果について、②ネッツの内容 (3号) について	—
(1)問題報告	交通手段	報告 (トファラルの生活状況について)	○
(2)情報の要求		要求 (新しい法律の情報について)	○
※対応、no.6関連	—	報告 (3、4号で取り上げたコミ共和国のネッツについて、11月27から30日にかけて訪問した際の情報、住民との会話、行政との会話について記す。)	—
※対応、no.6関連	—	報告 (学術寄り。コミ共和国のネッツに関する歴史人口学的情報。)	—
(2)情報の要求	土地	助け (伝統的自然利用領域の譲渡に異議が申し立てられた。個人経営者の漁獲量に関する問題にも言及。)	○
(1)問題報告	生活全般	報告 (村の状況について：交通手段のない生活、教師不足、生活用品不足、医療設備のなさ+希望)	—
(3)近況報告	女性	報告 (女性保護団体の設立 (1999年6月10日) と活動報告：今までに相談した人々の民族性やその内容など)	—
(1)問題報告	森林伐採	報告 (サマルギンのウデへの権利侵害、森林伐採、情報弱者)	○
(4)訪問、援助の要求	水	助け (水域の開発を中止してほしいという要請、漁獲量が減った、1507人の署名付)	○
(1)問題報告	健康	報告 (95人の住民の連名で当該地の健康に関する問題を報告)	○
(3)近況報告	—	報告 (「プリヤート・エヴェンの若者組織の創設」組織のセミナーで雑誌に手紙を書くことが決定したため、プリヤートのエヴェンの情報を報告)	○
(1)問題報告		報告 (エヴェンキから送られてきた手紙の中にあつた報告書の共有)	○
(4)訪問、援助の要求	環境汚染	要求 (チュコタの環境汚染、健康、トナカイ牧畜に関する問題、森林保護の訴え)	○
(6)その他	—	報告 (сеяхаの歴史)	—
(6)その他	—	報告 (1人の女性のライフストーリー「私の祖先の物語」)	—
(1)問題報告	エネルギー	報告 (非伝統的なエネルギーの使用に関して)	○
(2)情報の要求		質問 («Малая Энергия» という会社が生き残ったかどうか、この問題は何を表しているのか)	○
(6)その他	—	雑誌への感謝と助言	○
(1)問題報告	組織化	質問 (統一 (連盟) を急ぐことに価値があるかどうか?) 一人口1000人未満の集落は独立した自治体にならない。コリヤークの村とイテリメンの村を統合するべきなのかどうか。	○
(1)問題報告		報告 (環境と法、Манкуртの話)	○
(1)問題報告	交通手段	報告 (ルコイルについて)	○
(5)雑誌の送付希望	—	要求：送付 (今まで伝統的な生活のため特定の住所がなかった。しかし、雑誌を70部、以下の住所に送ってほしい。拡散するようにする。)	—
(4)訪問、援助の要求		要求 (雑誌の送付 & リーダーに可に訪れてほしい)	—
(5)雑誌の送付希望	—	送付	—
(5)雑誌の送付希望	—	要求：送付 (RAIPONの出版物の送付)	—
(5)雑誌の送付希望	—	要求：送付 (雑誌の送付 & 法律に関する情報提供)	—
(2)情報の要求	生活全般	質問 (先住民が現在どのように地域で暮らしているのか、先住民に関する新しい法律、人々の仕事を組織することにおける前向きな経験、貧しい市民の社会的保護、文化等について知りたい)	—
(6)その他	—	感謝 (雑誌送付に対する感謝)	—
(1)問題報告	法律	報告 (法律のない劣悪な状況) と要求 (法律の矛盾の迅速な解消)	—
(6)その他	—	報告 (祖父戦争のシヨルの英雄について)	—
(4)訪問、援助の要求	森林伐採	助け (伝統的な自然利用) 一土地権、кедрの伐採問題	○
(4)訪問、援助の要求	土地	助け (伝統的な自然利用) 一土地の選定、支払い問題	○
(4)訪問、援助の要求	寄宿学校	行政の学校閉鎖の決定に対する反対。決定廃止に協力してほしい。	○
※対応	—	転送 (先の手紙をロシア連邦教育科学省 (ロシア連邦教育科学監督庁) の長官に送る)	○
※対応	—	返信 (ロシア北方民族協会へ)	○
※対応	—	返信 (イリルネイ村の人々へ報告と助言)	○
(6)その他	—	雑誌への感謝、文化活動の報告	—
(5)雑誌の送付希望	—	要求：送付 (各々の書類に日付を記すこと & 定期送付の方法教授)	—
(4)訪問、援助の要求	石油・ガス	助け (高速道路、ガスバイライン建設に伴う伝統的な自然利用の権利侵害)	—

図1 「読者の手紙」欄からみる読者の傾向と割合



4-2. 寄せられた手紙の内容と地域

「読者の手紙」欄に寄せられた手紙の内容は、大きく6つあった（表1）。

- (1) 問題報告：資源利用や教育、失業など現地の問題を報告するもの
- (2) 情報の要求：現地の問題を解決するために法律の最新情報などを求めるもの
- (3) 近況報告：新しい組織の結成など現地の新しい動きを報告するもの
- (4) 訪問・援助の要求：現地の問題を解決するために訪問や援助を訴えるもの
- (5) 送付希望：雑誌の送付を希望するもの
- (6) その他：雑誌に対する感謝や地域の歴史について述べるもの

掲載されたいくつかの手紙に対し、編集部からの返信がつく場合もあった。特に危機的な状況を訴える手紙には、返信の中で具体的な対処法や、雑誌のどの記事を参照すればいいのかが示されるようになった。例えば、3号と17号では、コミ共和国（3号）とチュクチ自治管区（17号）から寄せられた援助を求める手紙に対してロシア北方民族協会が実際にとった行動が公開されている。

掲載された手紙が出された地域を見ると、ロシア連邦全土および近隣諸国の幅広い地域から来ていることが分かる（図2）。具体的には、アルタイ共和国（15、16号）、イルクーツク州（14、15、17、19号）、エヴェンキ自治管区（現在のクラスノヤルスク地方）（9-10、13号）、カムチャツカ地方（11-12、13、16号）、ケメロヴォ州（15号）、コミ共和国（5、13号）、サハ共和国（6-7、9-10号）、チタ州（現在のザバイカリエ地方）（14号）、チュクチ自治管区（1、6-7、9-10号、17号）、トムスク州（6-7、13号）、ハバロフスク地方（15号）、ハンティ・マンシ自治管区（15号）、プリヤート

共和国 (9-10号)、マガダン州 (2号)、ムルマンスク州 (1、2号)、ヤマロ・ネネツ自治管区 (8号)、日本 (17号) である。

図2「読者の手紙」欄に手紙を寄せた人々の居住地



以上の「読者の手紙」欄からは、(i) 地方の先住民族読者を主流としつつ、先住民族に学問的、政治的に関わる人々も読者として『先住民族の世界』を読んでいたこと、(ii) 素朴な疑問から援助の要請まで様々な内容の手紙が寄せられていたこと、(iii) ロシア北方民族協会がロシア連邦全土、および近隣諸国の幅広い地域の先住民族の主張を集約する機能を持っていたことが分かる。また、先の投書の定義と照らし合わせると、投書に当てはまる手紙は、大別した内容のうち (1) (2) (4) である (37 通中 28 通)。近況報告や送付希望、雑誌への感謝を述べる (3) (5) (6) は投書ではなく手紙や便りに近いものであり、本稿は特に (1) (2) (4) を投書資料として扱う。

V 投書を受け取り、言い換える行為

5-1. 仲介者としての組織

なぜ各地の先住民族はロシア北方民族協会に投書を送ったのだろうか。ロシア北方民族協会は、4号で多くの読者から手紙を受け取っていることを伝えた。その多くは雑誌の送付に対する感謝を述べたものであったが、同時に「先住民族の状況について憂慮すべき手紙」も受け取っていると記

した（ロシア北方民族協会 2000(c):75）。ロシア北方民族協会は各地の先住民族から寄せられた「憂慮すべき手紙」に対してどのように応えてきたのだろうか。その立場を伺える文章をみてみたい。

時折、私たちは先住民族の状況について憂慮すべき手紙を受けとり、特定の問題の解決が依存している政府関係者に連絡を取ろうと努めます。ロシア北方民族協会は、社会団体であり、社会問題を解決するための権限も財源もありません。その課題は、政府機関において先住民族の関心を代表し守ること、先住民族の状況と問題に関する情報を集めること、行政と北方先住民族の相互理解の戦略をたてること、立法および行政機関への提案を準備すること、具体的な助言で助けをすることです。

当協会は一通の手紙も放置せず、皆さんの問題を解決する方法を模索し続けます。（ロシア北方民族協会 2000(c):75）

この文章から伺えるように、ロシア北方民族協会に危機的な状況を訴えてきた各地の先住民族は、何かしらの具体的な対処をしてくれる存在としてロシア北方民族協会に期待を寄せていたことが分かる。その意味で、ロシア北方民族協会はナンシー・ライズ（1997）が指摘する救済者の役割に近いものを担っていた。しかし、ライズの救済者の役割と異なる点は、ロシア北方民族協会が、問題をすぐに解決し得るほどの圧倒的な権力者ではなく、あくまで問題に関係する関連機関に連絡をとり、解決する方法を一緒に模索し続けるような立場を表明していた点にある。言い換えると、ロシア北方民族協会は、問題を抱える先住民族集団と企業や行政の間たち、その解決を図ろうとする「仲介者」としての役割を自負していたと言える。

5-2. 文字にする

仲介者としてのロシア北方民族協会の役割を考えるにあたり、3-3. 分析方法で示した②「どのような言葉・手段でやりとりを行ってきたのか」について、関連する資料を整理、分析した。以下で紹介する投書は、やりとりの経緯が分かるものを筆者の判断で選び、要点を抽出したものである。主要な投書の全文は、本稿の末尾に付録として掲載するので、そちらも併せて参照されたい。

まず、日常生活の問題は、誰が、どのように文字化したのだろうか。28 通の資料は全てロシア語で執筆されており、一部には文字化の経緯が分かるものがある。特に、3号に掲載されたコミ共和国のネネツの住民たちからの投書（no.6）は、現地住民のほとんどがネネツ語のみをしゃべり、ロシア語を知らない問題について指摘している。同時に公開された関連資料と合わせて時系列順に並べると下記ようになる。

〈3号掲載〉

- (1) 1999年1月 サンクトペテルブルク学生連合から共有された資料
 - i. ネネツ語教師の訴えに関する報告書
 - ii. コミ共和国民族問題省から学生連合担当者への手紙
- (2) 2000年1月 エストニアの研究者からロシア北方民族協会への手紙
- (3) 2000年1月か ヴォルクタの住民からロシア北方民族協会への訴え (表1 no.6)

〈4号掲載〉

- (4) ロシア北方民族協会からの情報発信。コミ共和国民族問題省からの反応を紹介。3号の内容について批判があったことを報告。

〈5号掲載〉

- (5) ロシア北方民族協会からの情報発信。住民と行政の主張の矛盾をうけ、実際に2001年11月27日から30日にコミ共和国を訪れて確かめてきたことについて報告。ヴォルクタの住民たちの訴えの内容が事実であることを確認。

雑誌では約2年の月日をかけてコミ共和国のネネツの問題が取り上げられてきた。(1)-iにある通り、問題の発端はサンクトペテルブルク学生連合の男性から共有された報告書であった。これはコミ共和国ヴォルクタ地区ソヴィエツキー村の窮状を訴えるもので、現地のネネツ語教師である女性の言葉に基づき記録された。(1)-iによると、鉱山の閉鎖に伴い鉱山労働者はアパートと補償金を受け取ったが、先住民の住人は忘れ去られ、利用できる店なども残らなくなった。食糧などを購入できる店が限られ、通える学校もなく、ロシア語を話せない子ども達が増える状態が数年間続いている。雇用、教育、住居、健康に関する深刻な問題が多発しているが、政府機関に訴えようとしても相手にしてもらえなかった(ロシア北方民族協会 2000(b):74-75)。また、(2)ではエストニアの2名の研究者が言語研究を目的に現地に訪れた際に目にした問題を指摘している。彼らは現地の幼稚園を訪問した際、子どもたちがネネツ語しか知らず、ネネツ語を話せる教師がないため教育を十分に受けられないこと、「子どもたちは母国語であるネネツ語をすでに知っており、学ぶ必要はなく、必要なのはロシア語だけである」という言葉を聞いて驚いたことなどを綴っている(ロシア北方民族協会 2000(b):77)。

このような村の窮状を背景に、(3) (no.6) が執筆された。これは、現地の警察や行政に応じてもらえなかったヴォルクタの住民たちがロシア北方民族協会の当時の議長であるセルゲイ・ハルチに助けを求めたものである。住民たちは、解決策として12の案を提案した。それらは住所登録、証明書類の整備、年金や児童手当の支払い、社会援助の提供、若者のための雇用の創出、孤児の受入、

警察の組織、医療、教育、トナカイ飼育の法令実施に関する提案であった。また、住民たちはロシア北方民族協会に対して、「トナカイ飼育民、ヴォルクタ地区とソヴィエツキー村の住民の社会的状況を調査するための委員会」を派遣すること、「ヴォルクタ地区のトナカイ飼育民、漁撈民とその他の先住民族住民と協力するため先住民族協会（または支部）の社会団体を組織すること」を求めた（ロシア北方民族協会 2000(b):80）。

この投書を受け取ったロシア北方民族協会は、住民たちの訴えが行政ではなく自分たちの組織にきたことにある種の驚きを示している。

何等かの理由で、この悲劇の目撃者や当事者は当局ではなく、社会团体であるロシア北方民族協会に頼るようになっていきます。立場上、この組織では解決できない問題の解決が依頼されました。それは雇用、住宅、社会、医療、民事の問題で、そして現状を調査するための委員会創設の問題です。これらすべての問題は、国家政策、社会保障、医療、教育、労働と雇用、国内のさまざまな行政当局、省庁、部門によって解決される必要があります。

しかし、北方先住民族の代表者がそれを最後の希望として求めるとき、ロシア北方民族協会は、傍観することはできません。したがって、私たちはこの不法と苦しみの記録を協会の機関誌に掲載します。（ロシア北方民族協会 2000(b):74）

ロシア北方民族協会は、これらの訴えは行政によって解決されるべきだとしながらも、「最後の希望」としてロシア北方民族協会に助けが求められるのであれば「傍観することはできない」とした。3号に掲載されたこれらの問題（(1)～(3)）は、4、5号でも引き続き報告されている。(4)では、3号に掲載された内容をうけ、ロシア北方民族協会宛てにコミ共和国の民族問題省職員から送られてきた手紙が一部紹介された。前号で取り上げた内容に対して、行政が「意図的であり得ないものである」と批判してきたと報告した（ロシア北方民族協会 2000(c):75-76）。

このように(3)先住民族集団からの訴えと(4)行政の内容が大きく矛盾していたため、ロシア北方民族協会は現地に行き状況を把握することを決めた。(5)は、ロシア北方民族協会の現地訪問に関する報告である。現地のガイド兼通訳は(1)の報告を述べたネネツ語教師の女性が務めた。ロシア北方民族協会のメンバーたちは、限られた情報ながらも先住民族集団側からの訴えが事実であることを確認したと述べている。

とはいえ、話し合いのなかで彼ら（現地を訪れたメンバー＝特派員）は、私たちが受け取って公開した手紙に記されていた生活の痛ましい事実を全て確認しました。それらには新しいものも追加されています。しかし、ネネツは自分たちの不幸を語ることに対してはとても控え目です。彼らは特派員の質問に答えただけでした。（中略）私たちの特派員の対話者の中にはロシ

ア語を知っている人はほとんどいませんでした。彼らはネネツ語で話し合いました。(ロシア北方民族協会 2001(a):61)。

また、現地に訪れたロシア北方民族協会のメンバーは、ヴォルクタの行政職員とも話をした。同組織はヴォルクタの職員が概ね問題を正しく把握しており、解決策を講じているとしながらも、ヴォルクタのネネツの人口やネネツ語教師に対して誤解を抱いていることを指摘した。具体的には、ごく最近ヴォルクタにネネツ集団が現れたと行政職員が述べていることを正そうとするものであり、ヴォルクタのネネツの人口に関する専門家の論考が同じ号に掲載された(ロシア北方民族協会 2001(a):64-65)。また、案内をしたネネツ語教師の女性に対してヴォルクタの行政職員が否定的な意見を言っていたことに対する批判もあった。

私たちの特派員は、ツンドラ地帯でも、先住少数民族の社会団体の設立が決定されたソヴィエツキー村での会議でも、人々が〇〇(ネネツ語教師の女性の名前)を信頼していることを自分たちの目で見ることができました。したがって、ネネツの状況を心から懸念しているこの資格あるネネツ語教師に対する行政の態度は、非合理的で、感情に基づいているようにみえます(ロシア北方民族協会 2001(a):63)。

このように行政の認識を正しながらも、ロシア北方民族協会は、最終的には行政の示す解決策を支持する意思を表明している。

協会としては、北方先住少数民族が居住する地域のリストにヴォルクタ地区を加え、彼らの問題を解決するために適切な予算を割り当てるというヴォルクタ行政の提案を支持する用意があります。協会はまた、コミ共和国のネネツの社会経済的および文化的発展を支援するプロジェクトのための予算外の手段を探す支援をする用意があります。この問題を一緒に解決しましょう(ロシア北方民族協会 2001(a):63-64)。

以上のことから分かるのは、日常の問題が文字化される過程とロシア北方民族協会の当時の立場である。この投書の場合は、現地のネネツ語教師、サンクトペテルブルク学生連合のメンバー、エストニアの研究者らが問題を文字化することに携わっていた。また、行政の返信内容に疑問を感じたロシア北方民族協会も、現地を訪れることを決め、事実を確かめながら報告書という形で問題を文字化した。このことから、本誌に掲載されている投書の多くは、当該地で未だ文字にならなかった問題に対して、現場に住んだり訪れたりしている人々が現状の改善を求めて文字化したものであることが分かる。また、ここで述べられた言語の問題からは、民族言語ではなく共通語としての口

シア語を読み書きできないことが問題視される状況があったことが伺える。それは本誌に掲載された投書の全てがロシア語で書かれていることから推察しうるように、ロシア語を習得することが生活のために必要なことだと認識されているのかもしれない。

加えて、ロシア北方民族協会は自ら現地に訪れ、行政の誤解を批判しつつも、最終的には行政の方針を概ね支持するという行動をとった。これはロシア北方民族協会が先住民族コミュニティと企業や行政の間にたち、情報を提供・確認・伝達しながら、問題の改善を図る仲介者の立場であったことを表している。

5-3. 言い換える

別の投書でも、現地住民と企業や行政の間にたったロシア北方民族協会が、両者の言い分を確かめながら仲介者として問題の改善に取り組んできた様子を見ることができる。その際、しばしば現地住民の訴えが、ロシア北方民族協会を通してより異なった言葉遣いの文へと書き換えられる傾向があった。例えば、17号に掲載された投書は、地域の先住民族の訴えを受け取ったロシア北方民族協会が、行政と交渉するために法律用語を多用しながら問題を言い換えたものであった。

17号にはチュクチ自治管区の住民たちによる学校閉鎖をめぐる問題を訴える投書（no.34）が掲載されている。この投書の日付は、2004年10月12日で、現地の学校閉鎖に反対するイリルネイ村の住民たちの訴えが記された。住民たちは、行政が決めたイリルネイ村の学校閉鎖により村から遠く離れた寄宿学校へ子どもを通わせる必要が生じたことに対して「勉強のためとって、私たちが200キロも離れ、交通機関の接続がなく、月に一度会える可能性もないケペルヴェエム村の寄宿学校へと子どもを引き離すことは受け入れられない」とした。住民たちは、85名の署名のもと、学校閉鎖の決定が廃止されるようロシア北方民族協会へ協力を求めた。この内容に関連して公開された手紙のやりとりは下記の通りである。

〈17号掲載〉

- (1) 2004年10月12日 住民からロシア北方民族協会への訴え（表1 no.34）
- (2) 2004年10月19日 ロシア北方民族協会議長から教育科学省長官への訴え
- (3) 2004年12月28日 ロシア教育科学省長官からロシア北方民族協会へ返信
- (4) 日付不明 ロシア北方民族協会第一副議長から住民への情報発信

(2) について、(1) 投書の日付の1週間後の10月19日、ロシア北方民族協会はイリルネイ村の訴えを、チュクチ自治管区の他の村（ヴァエギ村）の学校再編に関する問題と合わせ、ロシア教育科学省連邦教育科学監視部の長官宛に送った。この手紙は、本文の文字が約1600字、A4用紙2頁半ほどの分量で、追加で4頁の資料がある。17号に掲載された本文の内容を要約すると、以下の

ようになる。

まず、ロシア北方民族協会は、ヴァエギ村とイリルネイ村の状況について述べた。ヴァエギ村については、教育局が学校閉鎖と再編成の理由について住民に説明した内容について批判が述べられた。具体的には、①教育局が提示した理由（火災装置）に対する反論、②農村の教育機関の再編成が認められる際に必要な法手続きの詳細（教育、先住民族に関する連邦法、および子どもの権利に関する国際条約）が説明され、いかに今回の決議が法的な手続きを踏んでいないのかが示された。また、③子ども達が家族から引き離されることで、村の文化的、社会的可能性が喪失する恐れがあり、両親は学校の形態や教育の種類を選択する可能性をもつべきだという主張が述べられた。イリルネイ村については、先のヴァエギ村と状況が類似しており、6から9学年の学校が閉鎖され、子どもたちが200キロも離れた寄宿学校へ通わねばならなくなった。ロシア北方民族協会は、ロシア連邦の家族法、国連の世界人権宣言における子どもの権利条約などを引用し、子どもが両親と共にあるべきことがいかに連邦法、国際条約で保障されているのかを示した（ロシア北方民族協会 2005(a):141-142）。ロシア北方民族協会は、ヴァエギ村、イリルネイ村のように子どもが両親から引き離される状況は、チュクチ自治管区の他の地域でも起こっているとして具体的な地名を挙げている。これらの決議は北方先住民族の権利を侵害しており、ロシア北方民族協会は「チュクチ自治管区の学校のさらなる機能に関する地方自治体による無能な決定の廃止に対して、あらゆる可能な支援を求めて、あなたに訴えます」と述べた（ロシア北方民族協会 2005(a):142）。

この後、ロシア北方民族協会はロシア連邦教育科学省から返信を受け取り、その内容を（3）として掲載した。それによると、現地の行政は、ロシア北方民族協会と連邦教育科学省の連絡を受け、自身の誤りを認識し、当該地域の教育プロセスを部分的に回復するための措置を講じはじめた。2004年12月7日には両親らの意向を満たすため、イリルネイ村に教師を派遣し、6から8学年のクラスの教育をイリルネイ村の学校で再開できることになった。しかし、両親らによる学校のボイコットが行われたため、派遣された教師は12月10日に撤退した。このことから、現地の教育局は、子どもが学校に通えなくなったことはイリルネイ村の両親たちが子どもの教育の権利を侵害した結果だと認識していると述べた。

（4）では、ロシア北方民族協会がイリルネイ村の住民に対してメッセージを発信している。ロシア北方民族協会は、現地の行政が提案した対策が問題を解決するための最善の方法ではないとしながらも、解決策は妥当であり、当該問題に対して肯定的な状況がはじまっていると述べた。一方、両親たちはこの問題が中途半端に解決されることを望まず、完全に解決した後にのみ子どもを学校に通わせるつもりだということも把握していると述べた。ロシア北方民族協会は、行政と両親との行き違いがあることを認識しながらも、自身の立場として次の3つのことを確信していた。①両親の居住地を含むすべての人にアクセス可能な法律による質の高い教育は、その質とアクセシビリティを行政が保証すべきであること。②失われた知識を補ったり、学ぶ習慣をつけたりするこ

とが非常に困難になるため、子どもたちは時間を無駄にしてはならないこと。③両親の終わりのない頑固さは、最終的には、子どもの権利の合理的な保護としてではなく、不適切で違法な行動として評価することである（ロシア北方民族協会 2005(a):146）。ロシア北方民族協会は、第一にやるべきことは、授業を欠席することを余儀なくされている子どもの両親たちが賛否を考慮し、必要な決定を下すことだとした。そして、可能な限り住民たちの決定と訴えを支援する旨を述べた上で、正確で客観的な情報が必要だとし、学校の6から9学年に通う子どもの数を知りたいと記した。また、この事例は典型的なものの一つであるため、2005年4月に開催される第5回議会に学校教育の問題を持ち込むことを述べた。

以上、ごく簡単に経緯をみたが、学校の閉鎖と再編成の問題は完全に解決されたとは言えないながらも、結果的にはヴァエギ村とイルルネイ村の学校は再編が見直され、改善のための新たな施策が導入される結果となった。特にロシア北方民族協会は、10月12日にイルルネイ村の住民から投書を受け取ってすぐの約1週間後に関連する政府機関へ手紙を執筆した。その内容は、当該地の状況だけでなく、連邦法、国際条約を多く引用しながら状況の深刻さを訴えていた。住民たちから送られた投書と比較すると、より法的な文脈で現地の先住民族コミュニティの主張の正当性を訴えるものに言い換えられていた。また、ロシア北方民族協会は、現地の先住民族の行動全てを条件なしに肯定するわけではなかったことも手紙の随所で見られた。前節でみた事例と同様に、ロシア北方民族協会の姿勢は、単に政府や企業の行為を咎めるだけでなく、時に先住民族側に非があることを論ずような、仲介者として先住権の実現に取り組むような姿勢であった。

VI 結果と考察

6-1. 結果—仲介者と社会方言

本稿の目的は、投書という行政と企業、先住民族の間でやりとりされた資料の分析を通して、ロシアの先住民族の社会運動において企業や行政と交渉するための知識がどのように共有されてきたのかを明らかにし、先住民族の社会運動と情報支援の関係について考察することであった。分析にあたり注目した投書とは、紙とペンという情報通信技術が普及し、文書による訴えが民衆にも可能になった時代に定式化されたロシア独自の政治文化の一つであった。1999年から2006年という先住民族政策の方針が変容する過渡期にロシア北方民族協会の雑誌『先住民族の世界』に掲載された37通の手紙資料の分析を通して明らかになったことは、以下の2点である。

1 点目は、投書の文化における仲介者の存在である。本稿でみたロシア北方民族協会は、ロシア連邦全土から先住民族の主張を集約する機能をもつ連邦レベルの組織であった。投書からは、ロシア北方民族協会に危機的な状況を訴えてきた各地の先住民族は、何かしらの具体的な対処をしてくれる存在として同組織に期待を寄せていたことが分かる。しかし、同組織は問題をすぐに解決し得るほどの圧倒的な権力者ではないという点で、ナンシー・ライズ（1997）が示す救済者とは異なる

役割をもつ。むしろ、同組織は、関係機関に連絡をとり、先住民族が抱える問題を解決する方法と一緒に模索し続けるような仲介者としての立場を表明していた。このように、ロシアの先住民族の社会運動においては、投書を受けとり、関係機関につなぐ仲介者の存在が求められた側面があることが分かる。

仲介者が必要とされた大きな理由の1つは、ロシア北方民族協会が行政や企業とつながりを持ち、法律などの用語を用いて相手と交渉し得る知識を有していたからだと考えられる。そこで本稿の結果の2点目として言えることは、投書の書き換えに「社会方言」が必要とされたことである。ここでいう「社会方言」(social dialect)とは、ある言語の中の一変種として、話し手の社会的属性に特徴的な言語習慣や表現形式を総称する言語学の用語に基づいている(大阪大学大学院言語文化研究科言語文化専攻 2024)。ロシア北方民族協会の場合、5-3 でみたように法律用語を多用しながらイリルネイ村の住民たちの問題を言い換えていた。これは、企業や行政との交渉にあたりこれらの言葉が有用であることを示唆している。先住民族集団の場合、取り上げてもらえるような「良い」投書を書くためには、取り上げる側の企業や行政たちの言説や法律用語に堪能になる必要が生じたと考えられる。本稿でみた投書の全ては多数派言語であるロシア語で書かれているが、多数派言語のなかにも社会方言のグラデーションがあることが分かる。

6-2. 考察一「法律の翻訳者」としての組織と二重の周縁化

先述の2つの結果は、何を意味しているのだろうか。まず、社会運動において社会方言が求められるということは、企業や行政が交渉時に用いる言語に慣れていない集団は、ロシア北方民族協会のような組織を通して投書を言い換えてもらわなければならない状況が生じたことを意味している。これは、多数派言語のなかでもどのような社会方言を身につけるのかで政府や企業と折衝するときさらなる翻訳者を必要とすることを示している。1990年代末から2000年代までの「読者の手紙」欄の時期のロシア北方民族協会は、先住民族(地域住民)と行政や企業の言語習慣の違いから生じるギャップを埋めるために主に法律用語を用いて投書を言い換えていた。そのため、ロシア北方民族協会は連邦内の先住民族の社会運動において「法律の翻訳者」としての存在意義を高めていったと考えられる。

社会問題を共有する際に翻訳者を必要とする構造自体は、先住民族が自民族の言語以外の多数派言語のなかで生活をしなければならず、さらに権利を実現するためには多数派の中のよりエリート層に近い社会方言を身につけなければならない状況を示している。社会方言を身につけなければ問題を共有することも効果的に相手と交渉することも難しくなるという点で、ロシアの先住民族は二重に周縁化された制度的環境を生きていると言える。

以上のことから、1990年代末から2000年代のロシア連邦における社会運動と情報支援の関係は、先住民族集団と企業・行政の不均衡な力関係の上に成り立っており、そのギャップを埋めるものと

して「法律の翻訳者」の重要性が増していたと言える。知識を伝達する媒体とプラットフォーム、言語の言い換えに注目する視点は、ロシアに限らず、多くの先住民族研究や社会運動研究にも応用し得るものである。ロシアの場合、「法律の翻訳者」としての役割を果たしてきた先住民族組織や活動家たちが、2010年代以降の政策のさらなる中央集権化をうけ、どのように従来の役割を変容させたのかを考えていく必要がある。

謝辞

本稿の執筆にあたり、佐々木史郎氏より多大なご教示を賜りました。また、大石侑香氏からシベリアの社会問題の共有方法に関する情報を提供いただきました。そして、本稿の用語の定義について、匿名の査読者より大変有益な御意見を頂戴しました。末筆ながら記して心より感謝申し上げます。

付録1：投書 No.6（※個人情報伏せた状態で掲載する）

ヴォルクタ地区とソヴィエツキー村のツンドラの住民たちから
ロシア連邦の北部、シベリア、極東の先住少数民族協議長である
ハルチ・セルゲイ・ニコラエヴィッチ様

ヴォルクタ地区とソヴィエツキー村のツンドラの住民たちがあなたに連絡しています。あなたの緊急の助けが必要です。ヴォルクタに住む先住民族への態度は全くの無法と狂気です。基本的に法律で決められていることが実行されていません。

これが解決策です：

1. 住宅問題

たとえば、ソヴィエツキー村には多くの空き家がありますが、ヴォルクタ市当局は、ネネツには家が必要ないと考えているため、登録を禁止しています。

2人の子どもの母親である〇〇さんは、ソヴィエツキー村のアパートを請願しています。なぜなら、毎年子どもたちが病気で亡くなり、2、3か月も生きられないからです。もしアパートがあれば、幼児の死亡率はそれほど高くはないでしょう。ツンドラにはそのような母親が約15人います。

2. 書類の不足（パスポート、出生証明書、年金証明書、障害証明書）

たとえば、〇〇の家族がいます。彼も彼の妻もパスポートを持っていません。これは（彼らが）緊急に支援を必要とする人々のカテゴリーに含まれており、大家族であるにもかかわらず、児童手当や社会援助を受けとっていないことを意味しています。昨年、悲劇が起こりました。彼の妻がバスに轢かれ、部分的な麻痺になりました。

事務処理に問題を抱えているそのような家庭は10以上います。子どもたちは出生証明書を持っていないため、障害のある幼年時代だとみなされます。

3. 年金および児童手当の支払い

書類不備により年金や児童手当が支払われないケースもありました。一部のネネツが3か月間、具体的には1999年10月、11月、12月に児童手当を受け取れなかった事例がありました。

(* 訳注：個人情報のため割愛。パスポート不所持等の情報が書かれている。)

パスポートの欠如と情報の不正確さ、そして人々を助けることに消極的な行政のせいで、人々は苦しんでいます。

4. 年に一度の社会援助

2000年の初めに、緊急に支援を必要とする家族に社会援助が提供されました。リストによると、収入が生活水準を下回った世帯として25世帯が含まれていました。トナカイ飼育民の実際の生活に関する情報がないため、各家族の金額がどのような基準で計算されたのかは分かりません。これまで彼らの社会的状況が調べられませんでした。トナカイを持たなくなり、悲惨な生活を送っている家庭もあります。

たとえば、比較のために次のように記します。

- の年収は5140ルーブルです。トナカイを1000頭以上飼っており、家族は10人います。子どもは81年から88年の間に生まれ、成人した娘3人と息子4人がいます。

- は2632ルーブルです。この家族は物質的援助が必要です。100頭以上のトナカイがおり、家族は7人います。娘2人は17歳と18歳で、他の3人は87～92年生まれです。総額が大きく違うことが分かります。

- 遺族給付金を受け取った2人の未亡人は、社会保障から割り当てられた総額は大きな差がありました。

- は1324ルーブルです。トナカイを400頭以上飼っており家族は6人です。成人した子ども2名と、13と14歳の子どもが2名います。遺族給付金を受け取っています。

- は117ルーブルです。彼女はトナカイを10頭飼っており、長男はこれらが自分のトナカイだと信じています。彼女には7歳と12歳の3人(2人)の子どもがいます。遺族給付金を受け取っています。

現在、ヴォルクタ地区では、トナカイ飼育者とソヴィエツキー村の住民に対する社会援助の用途と支払いに大きな差があります。社会的保護によって受け取られる物資の組合せは喜ばしいものではありません。ご飯と肉の缶詰のみ支給されます。しかしトナカイ飼育者には小麦粉、砂糖、バターなどが必要です。

5. 若者の無学をなくすための仕事の提供と組織化

○○と○○という2人の女の子がツンドラの両親のもとから逃げたとき、このような事例があり

ました。半年間、彼女たちは110番幼稚園で住居の仕事を約束されました。(しかし)この半年間、彼女たちは教師である〇〇と一緒に暮らしました。少女たちを移住させたいと考えていた家の住民たちは、ヴォルクタの市長に手紙を書き、断固として憤慨し、少女たちをその家に登録しないよう求めました。この要求は実行されました。家は取り壊される予定です。そして、角材にされ、中央か南へ建設資材として持ち去られます。今年、木造住宅も同様にあつかわれました。その家は大規模な改装中で、天井の高い美しい家でした。この5年間ですでにそのような家が何軒か解体され、撤去されました。間もなく少女たちが移住しなかった家にも順番が来るでしょう。現在、この12の部屋の入った集合住宅には2家族だけが住んでいます。

そして、110番幼稚園での雇用を世話することについては、ネネツ語を話す職員が必要であるにもかかわらず、園長の〇〇は彼らの雇用を拒否しました。ヴォルクタ市の行政長官〇〇の「肯定的な決定」にも関わらず、彼らには住居も仕事も与えられませんでした。

6. 孤児の受け入れに関する質問

ツンドラには親の監督なしで取り残された子どもたちがいます。たとえば、〇〇の子どもたちで、母親のいない4人の子どもたちが残されました。この家族は極貧だったためソヴィエツキー村に住んでいました。今では、子どもたちはツンドラで父親と〇〇の家族のもとに住んでいますが、これはすでに孤児にとって3番目の家族です。私たちはソヴィエツキー村の行政の〇〇に直接訴えましたが、孤児の住居の問題は未解決のままです。この家族が住んでいた家は窓が板で塞がれ、衛生設備が壊れていました。彼らは母親が亡くなった家に住みたくありませんでした。〇〇が亡くなる秋まで、隣の家の空き部屋でネネツの〇〇さんの刺殺された遺体が発見されました。そして、同じ家の窓の下で〇〇の弟の遺体が発見されました。

7. ヴォルクタにおける犯罪と不良行為を抑圧するための警察の活動を組織する

ヴォルクタに住む40世帯のうち、現在半数が極度の貧困状態にあります。たとえば、〇〇の家族は4人の息子のうち、3人が亡くなりました。1人は低体温症で、2人は説明不能な状況によるものです。村では〇〇さんと〇〇さんの2人が殺されました。

〇〇と〇〇の兄弟は不明の状況で亡くなりました。トナカイ飼育民がこの村に住んでからの5年間、不良たちは彼らから強盗をしたり、罾を仕掛けたりしました。すなわち、彼らは有刺鉄線で道路を封鎖しトナカイ飼育民を襲い食料や毛皮などを盗みました。

8. 医療施設

ツンドラでは、トナカイ飼育民は緊急の救急医療が必要な場合しか医療を受けられません。ヘリコプターをレンタルするというY.A. スピリドノフの法令がありますが、洪水期(年間15時間)のヘリコプターのレンタルについては、利用されていません。

子どもたちは予防接種を受けていません。例えば、〇〇(1985年生まれ)は水痘に罹患し(医師の監督なしで)、病気により全面的な腫瘍ができました。これは1つの事例にすぎません。

9. 獣医師による助け

動物はワクチン接種を受けていません。トナカイ飼育者が販売する肉は食用に適さないことが多いです。犬はジステンパー（感染症）やその他の病気で亡くなっています。

10. 母子部屋の問題を解決する必要

トナカイ飼育民は食料や児童手当をもらいに来るとき、乳児を連れてきます。ソヴィエツキー村には住居がなく、-45度の雪の中でゆりかごに座らなければなりません。

トナカイ飼育者の間では寄生虫への罹患が発生しています。乳児は予防接種も受けておらず、健康診断も受けていません。

11. 民族寄宿学校の組織

学年のはじめにネネツの子どもたちをツンドラのソヴィエツキー村から連れ出し送ることは計画されていませんでした。交通機関が不足しているため、子どもたちが（学校へ）向かうのは11月初旬になってからはじまります。4月初旬にはすでにテントごとに分けられています。このため、教育プロセスに悪影響が及んでいます。教育は文字通り5か月間続きます。この5か月のうち、一部子どもたちは健康状態が悪いため病院にいます。これらは主に健康グループIIとIIIです。

学校では教師と子ども間に言葉の壁があります。

たとえば、〇〇は〇〇に抗生物質を強制的に飲ませ、その結果子どもは中毒症状に陥りました。このことは、民族の人材育成が必要であることを示唆しています。この施設にはネネツ語を話す職員は一人もいません。

2000年（1月10日と11日）、110番幼稚園からネネツ語教師の〇〇が不当に解雇されました。ネネツ語で子どもたちと意思疎通ができる職員は、今は一人もいません。両親との協力もなく、ロシア語を理解できない、または知らないため両親と子どもたちの不適切な行動につながります。1999年、〇〇は両親のところに引き渡されず、夏に家族のいないところで溺れました。教師は夏休みに子どもを間違った家族に送りました。

同じ年の春、〇〇はソヴィエツキー村から〇〇のテントまでさまよいました。彼は一か月間、濡れたまま歩き回り、人々にパンを請いました。そして、〇〇の子どもたちと一緒にゴミ捨て場を歩き回りましたが、幼稚園には受け入れられませんでした。

もし幼稚園の指導者が高等教育を受け、民族のために心を悩ます人であれば、こんなことは起こらなかったでしょう。彼女は教育学を学んでおらず、未修了の音楽教育の学習歴があるだけです。この2年間、ヤマロ・ネネツ地区またはネネツ自治管区から、ネネツの子どもたちの教師や養育者を呼ぶよう求めました。政府の答えは「我々の所には自前の専門家がいる」というものでした。今年にはネネツ語を話さない言語障害治療士を雇いました。

12. 協同組合〈トナカイ飼育民〉が請負う Y.A スピリドノフの法令（1997年8月25日）の実施について

この法令のいかなる点も、個人経営のトナカイ飼育者に対して実施されていません。

これは4. 社会援助の補足です。

1997年、ソヴィエツキー村の行政はネネツに100～200ルーブルの社会援助を支給し、残りの総額5万ルーブルは利子の付く形でソーシャルワーカーの〇〇の貯金通帳に入れられました。行政長官の〇〇が説明したように、彼らに大金を渡すことはできません。なぜなら彼らはそれを飲酒に費やしてしまうからです。

トナカイ飼育民、ヴォルクタ地区とソヴィエツキー村の住民の社会的状況を調査するための委員会をつくり私たちのところへ来てください。また、ヴォルクタ地区のトナカイ飼育民、漁撈民とその他の先住民族住民と協力するため先住民族協会（または支部）の社会団体を組織することにも協力してください。

トナカイ飼育民、漁撈民、狩猟者、ソヴィエツキー村の住民を代表して、
〇〇より

付録2：投書 No.34（※個人情報を伏せた状態で掲載する）（2004年10月12日）

訴え

2004年7月5日、私たちビリビノ地区イリルネイ村の住民は、ビリビノ地区行政長官〇〇が署名した「2004年6月17日第170番決議」を村議会で知らされました。

私たちは、村の9年制（初等・中等）学校の閉鎖に賛成しません。あなたがたはすでに、寄宿学校で教育を受けた老年世代の被害をこうむっています。私たちの両親の多くはこの苦い経験があるため、子どもたちに同じことを繰り返してほしくないと思います。

勉強のためとって、私たちから200キロも離れ、交通機関の接続がなく、月に一度会える可能性もないケベルヴェエム村の寄宿学校へと子どもを引き離すことは受け入れられないと考えます。

思うに、教育局は学校を閉鎖するより、学校に資格のある職員を提供するという問題に取り組む方が良いでしょう。

私たちのデータによると、ロシアの子供の10人に1人は家族と住んでいません。医学によると、このような状況下で、子どもは「愛着障害（расстройство свойства привязанности）」症候群を発症します。

何のために、チュコトカで社会的に不健康な子どもの数を増やすのでしょうか？2004年9月1日、私たちの学校の生徒は44人に達するはずでした。そのため、上記の村の集会では、“全員一致”学校の閉鎖に反対票を投じました。

「2004年7月17日第170番決議」*の廃止を支援し、協力してください。私たちの6から9学年の子どもたちは、現在学校で学んでいません。

チュクチ自治管区、ビリビノ地区、イリルネイ村の住民。

85人の署名が続きます。

(* 訳注: 「2004年6月17日第170番決議」と「2004年7月17日第170番決議」は雑誌の記載通りに訳したもののだが、文脈から判断して同じ決議だと考えられる。)

◆参考文献

- ・大石侑香 (2023) 『シベリア森林の民族誌—漁撈牧畜複合論』昭和堂
- ・大阪大学大学院言語文化研究科言語文化専攻 (2024) 「言語文化学事典」
<https://www.lang.osaka-u.ac.jp/lc/research/enclc/> [2024年1月12日アクセス]
- ・オドントヤ、トゥルムンフ (2014) 『社会主義社会の経験: モンゴル人女性たちの語りから』東北大学出版会
- ・是澤櫻子 (2022) 「ロシア連邦の先住民運動における先住民組織ライポンの活動変遷と特徴」『東北アジア研究』26、33-56.
- ・塩川伸明 (1999) 『現存した社会主義—リヴァイアサンの素顔』勁草書房.
- ・篠原ミカ (1993) 「ロシア北方の先住民」『外国の立法』第32巻2,3号、77-85、国立国会図書館調査立法考査局.
- ・高倉浩樹 (2017) 「先住少数民族の権利と資源環境問題—ポスト社会主義ロシアへの一視角」、宇山智彦 (編) 『ロシア革命とソ連の世紀5 越境する革命と民族』289-314、岩波書店.
- ・松井康浩 (2014) 『スターリニズムの経験—市民の手紙・日記・回想録から』岩波書店
- ・ロシア北方民族協会 (Ассоциация коренных малочисленных народов Севера, Сибири и Дальнего Востока Российской Федерации)
(1999) *Мир Коренных Народов – Живая Арктика*. (1)
(2000(a)) *Мир Коренных Народов – Живая Арктика*. (2)
(2000(b)) *Мир Коренных Народов – Живая Арктика*. (3)
(2000(c)) *Мир Коренных Народов – Живая Арктика*. (4)
(2001(a)) *Мир Коренных Народов – Живая Арктика*. (5)
(2001(b)) *Мир Коренных Народов – Живая Арктика*. (6-7)
(2001(c)) *Мир Коренных Народов – Живая Арктика*. (8)
(2002(a)) *Мир Коренных Народов – Живая Арктика*. (9-10)
(2002(b)) *Мир Коренных Народов – Живая Арктика*. (11-12)
(2003(a)) *Мир Коренных Народов – Живая Арктика*. (13)
(2003(b)) *Мир Коренных Народов – Живая Арктика*. (14)
(2004(a)) *Мир Коренных Народов – Живая Арктика*. (15)
(2004(b)) *Мир Коренных Народов – Живая Арктика*. (16)
(2005(a)) *Мир Коренных Народов – Живая Арктика*. (17)
(2005(b)) *Мир Коренных Народов – Живая Арктика*. (18)
(2006) *Мир Коренных Народов – Живая Арктика*. (19)

- ・ロシア政府（Правительство России）
 - (1999) О гарантиях прав коренных малочисленных народов Российской Федерации. Федеральный закон от 30 апреля 1999 года. № 82-ФЗ (с изменениями и дополнениями на 13 июля 2020 года) .
<https://constitution.garant.ru/act/right/180406/>
[2023年9月25日アクセス]
 - (2000(a)) О Едином перечне коренных малочисленных народов Российской Федерации. Постановление Правительства РФ от 24 марта 2000 года. № 255 (с изменениями на 26 мая 2020 года) .
<http://gov.garant.ru/document?id=81870&byPara=1&sub=10393>
[2023年9月25日アクセス]
 - (2000(b)) Об общих принципах организации общин коренных малочисленных народов Севера, Сибири и Дальнего Востока Российской Федерации. Федеральный закон от 20 июля 2000 года. N104-ФЗ, (с изменениями и дополнениями на 27 июня 2018 года)
<http://iv2.garant.ru/document?id=82356&byPara=1&sub=11372>
[2023年9月25日アクセス]
 - (2001) О территориях традиционного природопользования коренных малочисленных народов Севера, Сибири и Дальнего Востока Российской Федерации. Федеральный закон от 7 мая 2001 года. N49-ФЗ, (с изменениями и дополнениями на 31 декабря 2014 года)
<http://base.garant.ru/12122856/>
[2023年9月25日アクセス]
 - (2012) О внесении изменений в отдельные законодательные акты Российской Федерации в части регулирования деятельности некоммерческих организаций, выполняющих функции иностранного агента. Федеральный закон от 20.07.2012 № 121-ФЗ.
<http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001201207230003>
[2023年9月25日アクセス]
- ・吉田睦（2018）「シベリア史における先住民の成立—先住民概念と用語について」、永山ゆかり、吉田睦（編）『アジアとしてのシベリア—ロシアの中のシベリア先住民世界』、66-81、勉誠出版。
- ・Donahoe Brian, Joachim Otto Habeck, Agnieszka Halemba and István Sántha (2008) Size and Place in the Construction of Indigeneity in the Russian Federation. *Current Anthropology*, Vol. 49, No. 6: 993-1020.
- ・Dmitriev, V. (2004) Small-numbered Peoples and Small Business: steps toward finding common ground, *Sibirica*, vol. 4, no.2: 150-161.
- ・Dmytryshyn, Basil, E. A. P. Crownhart-Vaughan, Thomas Vaughan, eds. (1985) *Russia's conquest of Siberia, 1558-1700 : a documentary record*, Vol.1. Oregon Historical Society.
- ・Drew Gerkey (2016) The Emergence of Institutions in a Post-Soviet Commons: Salmon Fishing and Reindeer Herding in Kamchatka, Russia, *Human Organization* vol.75(4): 336-345.
- ・Fondahl, A Gail (1995) *Freezing the frontier? Territories of Traditional Nature Use in the Russian North*, The National Council for Soviet and East European Research.
- ・Fondahl, G., Lazebnik O, and Poelzer G (2000) , Aboriginal Territorial Rights and the Sovereignty of the Sakha Republic, *Post-Soviet Geography and Economics*, vol.41, no. 6: 401-417.
- ・IWGIA (The International Work Group for Indigenous Affairs)

- (1991) The Association of Small Peoples of the Northern Soviet Union: Convention of the 26, *Newsletter IWGIA*, no.2:17-18.
- (2015) Russian Federation, *The Indigenous World* 2015. IWGIA.
- (2017) Russian Federation, *The Indigenous World* 2017. IWGIA.
- (2023) Russian Federation, *The Indigenous World* 2023. IWGIA.
- Koester, David (2005) Global movements and local historical events: Itelmens of kamchatka appeal to the United Nation. *American Ethnologist* 32 (4): 642-659.
 - Miskova, Elena (2016) Natalia Novikova, Hunters and oil workers. Research on legal anthropology, *Asian Ethnicity* 17(2): 323-327.
 - Nadasdy, Paul (2003) *Hunters and Bureaucrats: Power, Knowledge, and Aboriginal-State Relations in the Southwest Yukon*. UBC Press.
 - Osherenko, Gail (2001) Indigenous Rights in Russia: Is Title to Land Essential for Cultural Survival?, *Georgetown International Environmental Law Review* 13(3): 695-734.
 - Pika, Aleksandr eds. (1999) *Neotraditionalism in the Russian North: Indigenous Peoples and the Legacy of Perestroika*. Canadian Circumpolar Institute, University of Washington Press.
 - Ries, Nancy (1997) *Russian Talk: Culture and Conversation during Perestroika*. Cornell University Press.
 - Rohr, Johannes (2014) *Indigenous Peoples in the Russian Federation* (IWGIA Report 18) . IWGIA.
 - Sillanpää, Lennard (2008) *Awakening Siberia: From Marginalization to Self-Determination: The Small Indigenous Nations of Northern Russia on the Eve of the Millennium (Acta Politica (33))*. University of Helsinki.
 - Slezkine, Yuri (1994) *Arctic Mirrors: Russia and the Small Peoples of the North*, Cornell University Press.
 - Stammler, Florian (2005) The Obshchina Movement in Yamal: Defending Territories to Build Identities. *Pathways to Reform in Post-Soviet Siberia*, edited by Erih Kasten, Dietrich Reimer Verlag: 109-134.
 - Sulyandgiza Liubov and Sulyandziga Rodion (2020) Indigenous self-determination and disempowerment in the Russian North, Timo Koivurova, Else Grete Broderstad, Dorothee Cambou, Dalee Drough and Florian Stammler eds. *Routledge Handbook of Indigenous Peoples in the Arctic*, Routledge :304-319.
 - Vakhtin, Nikolai (1994) Native Peoples of the Russian North. Minority Rights Group eds. *Polar Peoples: Self Determination and Development*: 29-80.
 - Соколова З. П. (1990) Съезд малочисленных народов Севера (Взгляд этнографа) . *Советская Этнография* 5: 142-146.
 - Новикова Наталья Ивановна (2014) *Охотники и нефтяники. Исследование по юридической антропологии*. М., Наука.

(2023年9月28日受付、2024年1月14日審査終了)

The culture of appeal: the historical relationship between information networks and indigenous social movements in post-Soviet Russia

Sakurako KORESAWA*

ABSTRACT

This paper focuses on the relationship between indigenous rights movements and the information society in post-Soviet Russia. The purpose of this paper is to examine how knowledge for negotiating with companies and the government has been shared among indigenous communities in Russia through an analysis of letters, which were exchanged between the government, companies, and indigenous peoples. Previous research on indigenous peoples in Russia has shown that there is a gap between the ideals and reality of implementing federal laws concerning indigenous rights. It means that indigenous peoples are required to be familiar with the discourse of the companies and governments with which they are negotiating, in order to bridge these gaps. Under these circumstances of unbalanced power relations, how do indigenous groups know and share knowledges for negotiation? This paper focuses on letters, which are Russia's unique means of addressing social issues and used as a media for sharing knowledge for negotiation among indigenous communities. In particular, this paper focuses on the significance of indigenous organizations as intermediaries between local indigenous communities, companies and government. The author argues that the indigenous organizations have played a role of "legal translator" that has paraphrased the words of local indigenous communities and negotiated with companies and governments by sharing the way of using legal terminology for negotiation.

Keywords: information society, letter of appeal, post-Soviet Russia, indigenous peoples, social movements

* National Ainu Museum / PhD Candidate, Tohoku University